

平成16年3月定例会会議録

1 日時

平成16年3月18日(木) 開会 午後2時00分

閉会 午後3時25分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 村瀬 光一

委員長職務代理者 數野 美つ子

委員 砂田 清子

委員 高木 恒雄

教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎

管理部長 松本 泰彦

学校教育部長 坂口 和治

生涯学習部長 石井 英一

生涯学習部次長 阿部 忠弘

管理部参事兼総務課長 瀬上 清司

管理部参事兼財務課長 松本 秀男

学校教育部参事兼学務課長 加藤 嘉美

生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟

生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修

生涯学習部参事兼中央図書館長 方波見 光彦

施設課長 木村 和弘

指導課長 西崎 勝則

保健体育課長 山岸 信和

社会教育課長 河野辺 則夫

青少年課長 福地 幹夫

5 議案等

議案第8号 船橋市教育委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則について

- 議案第 9 号 船橋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について
議案第 10 号 船橋市教職員住宅管理規則を廃止する規則について
議案第 11 号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
議案第 12 号 船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 13 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 14 号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
議案第 15 号 船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 16 号 船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 17 号 船橋市文化財の追加指定について
議案第 18 号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

報告事項 1 平成 16 年第 1 回船橋市議会定例会の報告について

- 2 船橋市西図書館に係わる損害賠償請求控訴事件の判決について
- 3 「ふなばし音楽フェスティバル 2004」について
- 4 遺物展示室・遺物教材パック等設置について
- 5 「平成 15 年度船橋市スポーツ健康大学修了式」の報告について

6 議事の内容

委員長 開会宣告 午後 2 時

ただいまから教育委員会会議 3 月定例会を開催いたします。

それでは、前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めますので、前回の会議録について承認いたします。

今回の教育委員会定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1 名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

委 員 長

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております、1、みだりに傍聴席を離れないこと、2、私語、談話、拍手等をしないこと、3、議事に批評を加え、または賛否を表明しないこと、4、飲食、喫煙等をしないこと、5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと、5、傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。以上、傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願い申し上げます。

それでは、議事に入りますが、議案第18号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、人事に関する案件ですので、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開とし、また本日の議事日程について、当該議案を同会議規則の第9条により報告事項の後に繰り下げたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第18号は非公開とし、当該議案を報告事項の後に審議するものとします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第8号「船橋市教育委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則について」総務課、説明をお願いします。

総 務 課 長

議案第8号「船橋市教育委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、心と体の性が異なる性同一性障害の方への配慮といたしまして、平成15年7月に性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が成立いたしました。性同一性障害者の性別取り扱いの変更基準などが新たに示されるなど、人権上の配慮が法的に整備をされてきたわけでございます。このことを受けまして、本市におきましても性同一性障害者への偏見や差別を解消していくことを目的に、市への申請書などについて、そうした方々が不快な思いをすることのないよう、性別記載欄を設けない方針といたしました。

これを受けまして、教育委員会事務局で検討した結果、可能なものについては今回規則を改正いたしまして、この欄を削除するということにいたしました。なお、全部で12の規則の改正が必要となっております。例えば第1条につきましては、船橋市教育委員会傍

聴人規則、第2条につきましては船橋市立船橋高等学校授業料の減免に関する規則等、12条まで規定しております。この12の規則のすべてを一つの規則で改正をするものでございます。

改正の内容でございますけれども、お手元の資料に各様式を掲載してございますが、性別欄を削除しまして、また、それ以外に若干の規定の整備もさせていただいております。例えば図書貸出申込書につきましては、郵便番号記入欄を設ける、また少年自然の家使用許可申請書と許可書につきましては、職業欄を削除するなどの規定の整備もあわせて行っております。

最後に、この改正の規則の附則に「この規則の施行の際、現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる」という経過措置を設けております。既に印刷したものが相当数あるということから、削除線を引いたりして、当分の間、使用していくということでございます。

説明は以上でございます。

委員長

ただいまご説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。支障のない限り男女性別欄を削除したということですね。他にございませんか。

各委員

なし。

委員長

それでは採決いたします。

議案第8号「船橋市教育委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則について」ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めます。議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号「船橋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について」総務課、説明をお願いします。

総務課長

それでは、議案第9号「船橋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

この規則は、教育、あるいは学術、または文化の振興に関しまして、特に功績の顕著であった個人、または団体につきまして表彰基準、方法などを規定したものでございます。改正の理由でございますけれども、船橋市職員表彰規程が市長部局にはございます。この一部を改正することに伴いまして、教育委員会の表彰の基準についても見直しを図るものでございます。

市長部局の船橋市職員表彰規程の改正の内容につきましては、20年以上職員として勤務し、勤務成績が良好であった者については表彰する規定がございましたけれども、これを削除したわけでございます。この改正に伴いまして、教育委員会におきましても、市職員表彰基準と整合性を図る必要性がありますことから、お手元でございます資料のとおり「20年以上職員として勤務し、勤務成績が優秀であった者」を削除するというところでございます。

なお、当該表彰対象者のうち、教育委員会の職員の表彰につきましては、今後、職務に精励し、その成績が抜群であった者、また有益な研究、考案又は発明をして、教育に貢献した者及び前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績のあった者の3項目の規定により表彰するということになりました。

以上でございます。

委員長

ただいまご説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員

今回の改正によって、若い職員の方でも表彰への道が開けたということでしょうか。

総務課長

職務に精励し、成績が抜群であった者については、現在の規則においても表彰できる旨、規定されております。ここでの趣旨は、単に職員として20年勤務したということだけでは表彰しないということです。

委員

今回、改正したことにより、教育表彰について大きく変わることがありますか。

総務課長

表彰該当者数が減少するのではないかと。しかし、教育長を初め、部長、各課長等が表彰制度の趣旨をふまえて、今後職員を育成していく必要があるのではないかと考えておりま

す。

委 員

20年勤続したということだけで、表彰することはいかなものかと、以前からこの委員会で申し上げてきましたが、今回この基準を削除したということは、非常に進歩のあることだと思います。

委 員

過去には20年以上職員として勤められた方は、ほとんど自動的に表彰されていたのですか。

総 務 課 長

これは、20年以上職員として勤務し、勤務成績が優秀であった者という規定でございますので、優秀でない者、例えば懲戒処分にあった者、休みが多い者等については該当させておりませんでした。

委 員 長

ほかに何かございませんか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは採決いたします。

議案第9号「船橋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について」ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第9号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号「船橋市教職員住宅管理規則を廃止する規則について」学務課、ご説明をお願いします。

学 務 課 長

議案第10号「船橋市教職員住宅管理規則を廃止する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

船橋市教職員住宅管理規則は、昭和43年8月1日をもって公布いたしました。以来数十年経過していますが、平成15年度末をもって船橋市教職員住宅を廃止することに伴い、規則の廃止を行う必要がございますので、今回上程させていただきました。

この教職員住宅は、12世帯入るわけですが、平成15年度は、2世帯入居しておりました。この3月に2世帯とも引越すことになりましたので、平成15年度末でこの教職員住宅を廃止するということでございます。

以上でございます。

委員長

何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員

教職員住宅は、市内に何箇所あるのですか。

学務課長

現在、三山2丁目42番2号、三山小学校の北方に3階建ての鉄筋コンクリート造りで、12世帯が入る教職員住宅が1棟ございます。

委員

そこは、築何年ぐらいになるのですか。

学務課長

昭和43年に竣工されたものですので、36年になります。

委員

その後は、どのように利用されるのですか。

学務課長

教育財産でございますので、教育委員会の内部で検討しております。

委員長

何かほかにご質問ございませんか。

教育長

教職員住宅については、船橋市内には県の教員住宅がありますし、また八千代市や近隣の市にもありますので、入居希望者が殆どない状況です。また、新規採用職員の数も以前と比べて減少し、その殆どが一般住宅に入居していることにより、このまま設置しておいても、1世帯か2世帯しか入らないということで、この際に廃止しようということになりました。その跡地については敷地が極めて狭く、中途半端な敷地だということ、交通の便も非常に悪いところですので、いろいろ相談はしておりますが、とりあえず教職員住宅については、今年度をもちまして廃止するというご理解いただきたいと思っております。

委員長

それでは、採決いたします。

議案第10号「船橋市教職員住宅管理規則を廃止する規則について」ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めます。議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」総務課、ご説明をお願いします。

総務課長

教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

改正の理由でございますけれども、ただいま学務課長からも説明がありましたとおり、教職員住宅の廃止、あるいは図書館の内部組織及びその分掌事務の変更に伴い、規定の整備を図る必要がありますことから審議をいただくものでございます。

改正の内容ですが、はじめに第3条で、教育委員会の会議において議決する事項を規定しておりますが、第19号に規定しております「職員の研修の実施に関する方針を定めること」を「県費負担教職員」を加え「県費負担教職員及び職員の研修の実施に関する方針を定めること」と改めました。このことにつきましては、本市が平成15年4月1日に中核市に移行したことに伴いまして、県費負担教職員の研修が県から移管されました。本来、移管と同時に改正しなければならなかったわけですが、今回ここでお願いするものでございます。

次に、第6条「教育長の専決事項」の第1項第4号に規定してございます「職員の研修の実施に関すること」につきましても、第3条の改正と同じ理由により「県費負担教職員」を加えたものでございます。

次に、第9号の「教職員住宅の設置及び管理に関すること」につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、廃止いたしますので、この条文を削除するものでございます。

次に第10条の「教育機関の内部組織、所属等」でございますけれども、「東図書館に庶務係、館内奉仕係及び館外奉仕係、西図書館に庶務係及び館内奉仕係、北図書館に庶務係、整理係及び館内奉仕係を置く」との規定を、「庶務係及び奉仕係を置く」ということに改めるものでございます。このことにつきましては、図書館プロジェクトで検討を重ねた結果、このように改めるものでございます。

次に、第12条の「管理部各課の分掌事務」の内、施設課の第6号に規定している、教職員住宅の維持管理を削除するものでございます。

次に、第13条の「学校教育部各課の分掌事務」の内、学務課の第14号に規定している「教職員住宅の入居に関すること」を、削除するものでございます。

次に、指導課の分掌事務の内、「(8) 情報教育の指導に関すること」、「(9) 特殊教育に関すること」につきましては、総合教育センターへ一元化するために移管をすることから削除するものでございます。

次に、第14条の「生涯学習部各課の分掌事務」の内、社会教育課に新たに「船橋市民大学校に関すること」を新設し、それに伴い、生涯スポーツ課の「スポーツ健康大学に関すること」を削除するものでございます。

次に、第16条の「教育機関の分掌事務」の内、総合教育センターの「(4) プラネタリウム館の管理運営に関すること」、「(5) プラネタリウム観覧料の徴収に関すること」の二つの規定を一つに整理し、「プラネタリウム館の管理運営及び観覧料の徴収に関すること」といたしました。

次に、「(6) 学校教育」、「(7) 社会教育」、「(8) 生涯教育」の各調査及び研究につきましても、規定を一つに整理し「教育課題の調査及び研究に関すること」といたしました。

次に、「(10) 学校教育関係職員の研修に関すること」、「(11) 社会教育関係職員の研修に関すること」につきましても、一つに整理し、「学校教育関係職員及び社会教育関係職員の研修に関すること」といたしました。

次に、「(14) 心身障害児の教育相談に関すること」、「(15) 海外帰国子女の教育相談に関すること」につきましても、一つに整理し、「特別支援教育に関すること」といたしました。

次に、「(16) 教育広報の発行に関すること」、「(17) 教育図書及び資料の収集、整理並びに提供に関すること」及び「(18) 教育情報の処理及び提供に関すること」につきましても、一つに整理し、「教育情報の収集、整理及び提供に関すること」といたしました。

最後に、図書館についての分掌事務の中で、「図書館資料の目録等の作成に関すること」につきましては、「電子計算機による効率的な図書館業務の運営に関すること」に改め、新たに「図書館業務全体に係わる企画及び図書館間の連絡調整に関すること。(中央図書館に

限る。)」を規定したものでございます。

以上でございます。

委 員 長

ただいまご説明ございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委 員

細かく分けて規定するのではなくて、基本的なところをきちんと定義しておいて整理統合したことは、より適切に、迅速に対応できるということになり、今回のこの整理の仕方はよい方法だと思います。

それと、図書館業務全体のところで、「連絡調整に関すること」について加えられているのですが、この連絡調整ということが、図書館だけではなく学校間においても、また教育のすべてにおいて連絡・連携をする、そしてよりよいものを共有することが最も大事なことだと思いますが、図書館以外ではどのようなようになっているのですか。

総 務 課 長

図書館以外の教育機関等につきましても、教育委員会組織規則の各課の分掌事務において、教育機関との連絡調整に関することを規定しておりますので、今後さらにその機能を高めてまいりたいと考えております。

委 員

今まで、指導課と総合教育センターが、情報教育や特殊教育を担当していましたが、今回、教育センターに一本化され、これは以前から主張してきたことであり大変よろしいことですが、不登校の問題はどこの課で担当しているのですか。

指 導 課 長

不登校の問題につきましては、指導課で対応し、また教育センターの相談部及び青少年センターで対応しております。なお、学校等への指導助言につきましては、指導課が中心になり、また、今申し上げました関係機関と連携をとりながら指導助言にも当たっているところでございます。

教 育 長

このことにつきましては、以前からご指摘いただいておりますが、国の方でも今までの特殊教育や、障害児教育を担当していたところが、特別支援教育課と変更して、障害児だけではなく不登校や長欠等を含めた特別支援教育として、一元化しようとしています。船橋市におきましても、まだ国から最終的な指示が来ておりませんが、とりあえず指導課に

ある特別支援教育班を総合教育センターへ移管しようと考えておりますので、いずれ一元化になっていくと考えております。

委 員

相談する方にとっては、いろいろな相談機関がたくさんあることもよろしいことですが、最後の情報は一つになっていた方が対応しやすいのではないかと思います。

委 員 長

他に何かございませんか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、採決いたします。

議案第11号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号「船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」、議案第13号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第14号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」は関連する議案ですので、一括して学務課長、ご説明をお願いします。

学 務 課 長

それでは、議案第12号、13号、14号を一括してご説明させていただきます。

議案第12号の、船橋市立養護学校の管理規則の一部を改正することにつきましては、2期制の導入に向けまして学期制の弾力化を図る必要があるということにより改正するものでございます。養護学校管理規則の第5条第1項は「学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と規定してございます。第2項につきましては、「学年を分けて、次の3学期とする」と規定してございます。そこに第3項として、「校長は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、学期を変更することができる」とつけ

加えるということが1点でございます。

次に、議案12号、13号、14号につきましては、同じ内容で改正するものでございますので、ここで一括してご説明申し上げます。

それぞれの管理規則、それから服務規程の中に文書の様式が定められております。その様式につきまして、市の規則にあわせるために、今回、規定の整備を図るということで上程させていただきました。

ご説明させていただきますが、議案第13号の新旧対照表の第1号様式、これには「発第何号」となっておりますが、この「発」を削除し「第何号」と変更するというところでございます。

以上でございます。

委員 長

ただいまご説明ございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員

「発」というのは何の意味でついていたのですか。

学務課 長

今までは、例えば学務課が発信する文書には、船橋の「船」、教育委員会の「教」、学務課の「学」で、「船教学発第何号」と記入しておりましたが、以前より「発」は不要であるとのことにより削除してきたところですが、今回の規則等の様式については「発」が削除されないままであったという経緯がございます。今回の変更で教育委員会すべての様式が統一されたということになります。

委員 長

他に質問ございませんか。

委員

議案第12号の船橋市立養護学校管理規則第5条第3項に加えられた「校長は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、学期を変更することができる」というのは、具体的にどのようにして変更するのでしょうか。

学務課 長

現在の養護学校の管理規則については、先ほど申し上げましたように4月1日から翌年の3月31日まで、これが第1項です。第2項には、学年を分けて、次の3学期とする。第1学期は4月1日から7月31日まで、第2学期は8月1日から12月31日まで、第

3学期は1月1日から3月31日までと規定してございます。船橋市はこれから2期制に向けて、今それぞれ各学校が対応しておりますが、2期制を導入する学校につきまして、前期をいつからいつまで、後期をいつからいつまでと教育委員会に届け出をして、実施することができるように、規定の整備を図るということでございます。

委 員

2期制にするということについては、かなり議論されて、導入することになったのですか。

学 務 課 長

平成15年度は、小学校、中学校併せて4校をモデル校として2期制に取り組んでございます。その他の78校につきましては、現在、各学校で2期制について検討委員会を設け検討しているところでございます。平成16年度には、45校の小中学校が2期制を導入しながら検討していくことになってございます。平成17年度からは船橋市の小中養護学校、高等学校も含めましてすべて2期制を実施していく方向で現在進んでいるところでございます。

委 員

2期制にすると、学期はどこで区切るのですか。

教 育 長

2期制については、国全体で言えば教育改革の一つの方向であります。船橋市におきましても、市立学校の将来計画検討協議会で答申をいただいて2期制について検討することによって進んでいるわけです。2期制については、いろいろな問題もあるということで、本市においては小中学校4校を1年間、モデル校として実施いたしまして、非常によい結果も出ましたので、平成16年度、この4月からは2期制を希望する学校については実施するというので、約半分ぐらいの学校が2期制になります。

全部の学校が2期制になることにつきましては、教育委員会にご報告させていただき検討することになるかと思えます。また規則も改正しなければなりませんが、とりあえず現在、2期制の方向に進むための試行をやっているところでございます。

委 員

大学においては、以前より2期制を導入しておりますが、小中学校では、前期・後期それぞれ何月から何月までとしているのですか。また、評価はいつ行うのですか。

教 育 長

前期を10月31日までとし、後期を11月1日からとすることが、試験や評価等の日程を考えると、一番適当ではないかと思っています。とりあえず各学校に、どのような2期制がよいのか、研究してもらっています。

委 員

この2期制については、非常に大きな問題だと思います。今ここで議論するのではなく、この問題について研究して、いずれ委員会としての見解を出す必要があるのではないかと思います。後日改めてこの問題だけの検討をする必要があると思いますから、この件についての質疑は終了して、先へ進むことを提案いたします。

教 育 長

今、委員からご発言いただきましたが、広くご意見を伺いながら、2期制について最終的に決めていきたいと思っています。

委 員 長

平成17年度から、全校が2期制になる予定ということで、とりあえず暫定的に今年1年間、45校が2期制に取り組むわけですから、保護者や、先生、また子供の意見等いろいろな情報を収集しながら、勉強会を開催してみたいと思います。それでよろしいですか。

委 員

はい。

委 員 長

それでは、採決いたします。

議案第12号「船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」、議案第13号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第14号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第12号、議案第13号及び議案第14号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する規則について」社会教育課、説明をお願いします。

社会教育課長

社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正することについてご説明いたします。

お手元にごございます資料の、社会教育バス使用申請書の代表者氏名のところに、今まで「印」が掲載しておりましたが、これを削除いたします。今までは代表者の確認をとるために、押印していただいたわけですが、利用者サービスの向上を図るために削除するものでございます。

あわせて、申請書の下部に決裁欄等がございますが、これも規定の整備を図って削除するものでございます。

それから、第3号様式でございますけれども、先ほど総務課長から説明がございましたとおり、申請書の性別欄を削除するものでございます。

以上でございます。

委 員 長

何かご意見、ご質問はございませんか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、採決いたします。

議案第15号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する規則について」ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」社会教育課、説明をお願いします。

社会教育課長

公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

公民館使用許可使用料減免申請書の申請者氏名に「印」が掲載してございますが、これを削除いたします。また、下部にごございます決裁欄を削除しまして規定の整備を図るもの

でございます。平成5年に市役所全体で押印の見直しを図ったわけでございますけれども、使用料の減免につきましては、お金が絡むということでこれまで押印していただいたわけでございますが、利用者サービスの向上を図るため押印を削除するものでございます。

以上でございます。

委 員 長

何かがご意見、ご質問ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、採決いたします。

議案第16号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号「船橋市文化財の追加指定について」文化課、ご説明をお願いします。

文 化 課 長

「船橋市文化財の追加指定について」ご説明いたします。

お手元の資料のとおり「船橋浦漁業関係古文書類」については、既に船橋市文化財として認定されたものでございます。今回の「船橋・羽田間彩色浦絵図」につきましては、安永7年に船橋漁師と佃島漁師が羽田沖で漁場と漁法に関する争いを起こして訴訟沙汰になった際に南町奉行所へ提出したものの控えということでの絵図でございます。この絵図につきまして、追加指定したい旨、文化財審議会より具申がございましたので、今回教育委員会に提出したものでございます。

以上でございます。

委 員 長

何かご意見、ご質問ございますか。

委 員

これは、どちらにあったものですか。

文 化 課 長

漁業組合で保管していたものでございます。

委 員

これは市に寄附していただけるということですか。

文 化 課 長

はい、そうです。

現在、西図書館で保管してございます。全体を写した写真がございまして、後ほどご覧いただきたいと思っております。

委 員

展示するときには、修復する必要があるのですか。

文 化 課 長

漁業組合の事務所で、額に入れて掲げてあったものですから、大分日に焼けていまして、茶色くなっております。新たにレプリカとかをつくって彩色すればきれいに復元することは可能であると思っております。

委 員 長

それでは、採決いたします。

議案第17号「船橋市文化財の追加指定について」ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告1から5につきましては、総務課、ご説明をお願いします。

総 務 課 長

それでは、各課からの報告事項につきましては、お手元に資料を用意してございます。
1の「平成16年第1回船橋市議会定例会の報告」につきましては管理部より、2の「船橋市西図書館に係わる損害賠償請求控訴事件の判決」につきましては生涯学習部より報告をさせていただきます。また、3から5の報告事項につきましては、資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。何かご質問等ございましたら、後ほどお受けしたいと思っております。なお、管理部長より、過日実施されました文教委員との行政視察について、2の損害賠償請求控訴事件の報告の後、報告をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 長

わかりました。それでは、「平成16年第1回船橋市議会定例会の報告について」管理部、ご報告をお願いします。

管 理 部 長

平成16年第1回定例市議会は、まだ開催中でございますので、今日現在までの概要についてご報告をいたします。

本議会は平成16年2月27日から3月26日までの29日間で行われております。2月27日の初日でございますが、予算議会ということから、市長より平成16年度市政執行方針が示された後、議案として46件、諮問1件、報告1件が提出され、市長より提案理由の説明がございました。

これらの中で教育委員会関係では、第1号議案「平成16年度船橋市一般会計予算」の教育費にかかわる部分、議案第23号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び船橋市立船橋高等学校及び船橋市立船橋養護学校の高等部の教職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」と、議案第41号「船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例」があり、さきの教育委員会会議2月定例会で審議され、異議のない旨、市長に申し入れた案件でございます。

今、お話しいたしました議案につきましては、3月8日から15日までの土、日を除く6日間の本会議において質疑がなされました。それから、条例並びにそのほか請願、陳情等につきましては、昨日、文教委員会で審議が終了しております。

一般質問でございますけれども、教育委員会関連では、管理部に係るものが4名の議員から、学校教育部に係るものが16名、生涯学習部に係るものが12名から質問がございました。質問の主な内容でございますが、管理部関連として、ホームページ上に掲載されている教育委員会会議録における氏名の公表について、低賃金の非常勤職員中心の行政運営について、学校開放時の警備員常駐配置について、ヒートアイランド対策として学校校庭や屋上の芝生化についての質問がございました。

学校教育部では、学校図書館と公共図書館の連携を深める図書物流の拡大について、誇

れる郷土を知り船橋を愛する心について、これは学校教育の観点からと生涯学習部の生涯教育の観点からということで質問がございました。クラス担任不在の対応と人数について、修学旅行の業者選定について、幼稚園連合会の取り組みと問題点について、ALTについて——これは採用方法と学校内での役割ということでございます。学級編制上の人的配置について、少人数学級の実現について、学校の安全対策について、児童虐待防止と発見について——これは2名の議員からございました。特別支援教育等学びの場の整備について——これは3名の議員からございました。自立を目指す教育の内容について、子供の安全確保について、葛飾小学校通学路周辺道路について、学校給食について、心をはぐくむ教育について——これにつきましては、図書館教育及び研修という内容でございまして、このうち図書館教育の総論として、教育長から、平成13年度から文部科学省の学校図書館資源共有型モデル地域事業の指定を受け、学校図書館教育の充実を図り、データベース化、各学校と公共図書館を結ぶネットワーク化や図書館物流に力を入れ推進し、16年度からは、さらに市の単独事業として推進することとしており、引き続き心をはぐくむ教育に力を入れていきたい旨、答弁がなされております。その他、就職活動の支援等についての質問がございました。

生涯学習部でございますけれども、理想とする図書館像について、プラネタリウム館と少年自然の家の無料化について、まちかどスポーツ広場の利用方法について、西図書館の周辺環境整備について、市民大学校について、公民館体制変更による市民サービスの低下について、野球グラウンド利用状況と整備について、青少年健全育成について、公共資源・公共施設の隣接市町村との共存について、非行問題について要因、対策、警察とのかかわり、イギリスのユースワーカー制度の取り入れ。なお、このイギリスのユースワーカー制度取り入れにつきましては、教育長から、イギリスの青少年問題の背景や家庭制度、社会制度の現状が日本と大きく異なるけれども、イギリスの方法も勉強しながら、本市の状況にかんがみ、望ましい人間関係を育てる効果的な方法を探ってまいりたいとの答弁がございました。そのほか、地域子供教育推進事業についての質問がございました。

以上が質問でございます。

続きまして、昨日開催されました文教委員会でございますけれども、議案第41号の「船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、審査の結果、賛成多数で採択されております。また、請願でございますが、「教育予算増額等に関する請願」につきましては、賛成少数で不採択、「特別支援教育に関する陳情」につきましては、全会一致で採択となっており、本会議終了日に決定する運びとなっております。

また、予算特別委員会でございますけれども、教育費にかかわる審議は22日の月曜日の予定となっております。

以上で報告を終わります。

委 員 長

何かご質問はございますか。

委 員

過日、市内高等学校に通学する生徒が、不審者により傷つけられたという事件がありました。その後、そのような事件は起きているのですか。

青少年課長

一昨日、湊町小学校近辺で、子供が1名、自転車に乗った20才ぐらいの男性に触られるというような事件がありました。その同日の午後、北本町でも同じような事件がありました。また、塚田の方で、小学校6年生の女の子が、40歳ぐらいの白髪頭の男性に道を聞かれて胸をつつかれたというような事件が発生しております。

以上です。

委 員 長

地域と親と学校とが連携して、子どもたちを守っていかねばならないと思いますので、関係各課におかれましては、今後とも一層の努力をお願いいたします。

それでは、続きまして「船橋市西図書館に係わる損害賠償請求控訴事件の判決について」生涯学習部説明願います。

生涯学習部長

船橋市西図書館に係わる損害賠償請求について報告させていただきます。

船橋市西図書館の除籍問題に係わる損害賠償請求、これは高等裁判所へ控訴されました。この判決について、今月の3日、東京高等裁判所より判決が出されました。判決は、本件控訴をいずれも棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とするというものでございました。現時点で最高裁判所へ上告されたという連絡は聞いておりません。

以上でございます。

委 員 長

何かご質問、ございませんか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、文教委員との行政視察について、管理部長、よろしく申し上げます。

管 理 部 長

平成16年2月18、19の両日、文教委員会視察に教育委員会を代表いたしまして私が同行しましたので、その概要についてご報告いたします。

視察先は岐阜県多治見市と愛知県犬山市の各教育委員会でございまして、文教委員長でございます野田議員、副委員長でございます中村議員を初め、9名の文教委員の方々、並びに議会事務局の職員2名と私で総勢12名が参加しました。

まず、多治見市でございますけれども、人口10万5,000人の陶磁器で有名な中規模の東濃地域の中心都市でございます。多治見市では、老朽化した学校の校舎、体育館を改築した多治見中学校を視察しました。建て替え計画に当たりましては、生徒、PTAから夢のアイデアを募集し、設計コンセプトに取り入れまして、設計コンペ方式にて実施した建物とのことをございまして、船橋市の光風みどり園を設計した象設計集団が設計に当たっております。地域への開放を目的として、隣接する公園と校門をつなぐ遊歩道を校舎間に通し、周辺と一体化させ、内部は隣り合う教室を多目的スペースを介してつなぐ形となっております。半屋外の廊下やベランダ、ウッドデッキの中庭・屋上が設けられ、生徒の活動の場として利用できるよう計画されており、建物全体を教育環境向上の空間と考え、ゆとりある学校環境として整備されておりました。太陽光発電や雨水の利用、屋上緑化を採用したエコスクールとして整備されており、平成14年度には公立学校優良施設表彰文部科学大臣奨励賞を受賞。段差解消、エレベーターの設置、障害者用トイレの設置等、人にやさしいバリアフリーの校舎となっております。

一方、犬山市では、人口7万3,000人、犬山城で知られた小規模の都市でございます。犬山市では、教育改革、教育委員会改革、学びの学校づくりを目指す犬山プランについて、教育委員会指導課長よりお話を伺いました。教室の改革の推進、学校の改革の推進、新しい学校経営の推進を掲げておまして、具体的にはTTや少人数指導授業による授業改善、教師の手づくりの副教本づくり、学校独自の教育課程の開発、子供の読書環境の整備、校内研修の充実、保護者の参加、学校施設の開放、地域の人々の学校運営への参加——学校評議員制度ということでございます。2期制の検討のもとでゆとりある教育活動を目指した教育課程づくりを図っているとのことをございしました。

犬山市長の教育論としましては、まちづくりは先人が残してくれたものを子供たちにバトタッチをすること、その基礎が公教育であり、子供たちの心に火をつけるのは教師の役割、教師の心に火をつけるのは市長の役割だということをございしました。具体的には、非常勤講師の大量採用、校長権限の拡大、教育長に非教育畑の人材登用、教育委員会の形骸化の排除、学級編制基準や県費負担教職員活用とともに市教育委員会の主体性の尊重とのことでございます。

視察された議員さんの感想としましては、両市とも心打たれるものがあつたようでございます。私の感想としましても、非常によい面がたくさんあつたと思っておりますが、船橋市との比較におきますと、まず置かれている環境が少し違っているということは言える

と思います。それから、実施後の検証結果におきましては、もう既に評価される部分について、若干疑問があります。例を挙げますと、多治見中学校の建設におきましては、大変すばらしい学校でございましたけれども、環境に配慮したということから、貪欲に何でもやっているということでございます。このことにつきましては、できるだけ取り入れられるものはすべて取り入れるべきであるとは思いますが、例えばエレベーターも設置しておりますけれども、障害者が在籍しておらず使用していないといったような状況でございました。それから、雨水の利用についてもストップされておりましたし、風力発電用風車が寄贈されておりましたが、その発電は電灯1個分ということであり、また充電に物すごく時間がかかって、今は使われずにモニュメント化されているといったようなことでもございました。それから、本議会でも話題になりました屋上の芝生化でございますけれども、学校敷地内の樹木の管理については、地域の方々が協力していただいているのですが、芝生については、全く手入れされてない状態でもございました。ライフサイクルコストで物を考えると、やはり導入の時点でもっと慎重に精査する、あるいは、ボランティアや、PTAの方々等の恒久的な手助けがないとなかなか運営していけないのではないかと感じました。

また、犬山市の学校教育に係る部分につきましては、小中合わせて14校しかないということで、非常に施策を打ちやすい環境にある。これを船橋市に置き換えますと82校ということで、1つの施策を打つにしても、施策については必ずお金が伴いますので、なかなか難しい。その辺の環境が違うのではないかと思います。また、県費負担教員が313人おられるそうですけれども、市費にて非常勤講師を15年度は45名、16年度から62名採用するというような、財政力も豊かであるのかなと感じております。

なお、最後になりますが、注目すべきお話がございまして、犬山市の教育委員会会議というのが非常に議論が活発であることから、他の自治体やあるいは市民の方々が傍聴に来ることが非常に多いということでありました。

以上でございます。

委員長

何かご質問ございますか。

各委員

なし。

委員長

それでは、報告事項の3番から5番までについて、何かご意見ご質問がございましてか。

各委員

なし。

委 員 長

それでは、引き続きまして議案第18号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」審議いたしますので、傍聴の方はご退場をお願いします。

(傍聴人退場)

議案第18号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」文化課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

委 員 長

本日予定していました議案等の審議はすべて終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

学校教育部長

住民監査請求の結果について、ご報告いたします。

先月の本定例会におきましてご報告いたしましたが、本年1月19日付で監査委員宛に、「船橋市教育委員会委員長は、船橋市立八木が谷小学校における祝儀の残金12万2,349円は、船橋市への寄附金なので、直ちに調定して船橋市の収入にすること」との住民監査請求がありました。それにつきまして、今日15日に監査委員による監査結果が出ました。その結果内容を要約しますと、「請求人は祝儀の残金は12万2,349円である」と言うが、祝儀の残金を繰り入れしたり、経費等の支出をしてきた学校行事諸会計の会計記録及び保存が適正になされていなかったため、12万2,349円を含む52万2,349円の明細や内訳などは確認できなかった。従って、対象とすべき額の全額が、祝儀と断定できなかったことから、棄却するというものでございます。

以上でございます。

委 員 長

他に何かございますか。

委 員

市立船橋高校の物理の先生が、全日本教職員発明展で受賞したことが、以前新聞に掲載されておりました。

今後、船橋市でその発明の展示会等を企画していただけるよう要望いたします。

委 員 長

他に何かございませんか。

各 委 員

なし。

委 員 長

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

委 員 長 閉 会 宣 告 午後3時25分